

大泉名水会事業場入場ルール内規

令和元年6月9日制定

1. 「水道法施行規則第17条1項1及び2号」にて規定されている水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置の一環として、本会事業場入所ルールを定める。
2. 門扉は常時閉状態にし、部外者の入場は禁ずる。但し、職員の許可あるもの限り入場を許す。
3. 給水施設の見学は、事前に所定の書式により申込み、委員長の許可あるもの限り入場を許す。
4. 事前に計画された給水施設の見学は、当該行事实行責任者の許可あるもの限り入場を許す。
5. 総ての部外者に対し、敷地内での飲食は許さない。但し、水の試飲はこの限りではない。
6. 本内規の改廃は、委員会の審議・決議を経て行うものとする。
7. 本内規の施行期日は令和元年6月9日とする。

以上

<申込書>

事務所長→委員長→事務所長→入所希望者

大泉名水会事業場入場申込書

1. 入場希望者(代表者): 人数:
2. 代表者住所:
3. 代表者電話番号:
4. 入場希望年月日・時間:
5. 入場目的:①見学 ②その他()